

いじめ防止基本方針

多古町立中村小学校

令和7年度

1 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する小・中学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

いじめは重大な人権侵害であり、いかなるもの（形態）であっても許されない。学校は全職員が一丸となって、いじめの防止、早期発見、発生時の適切な対処に努め、また、何人もそれを見て見ぬふりをすることは許されない。

また、学校はいじめ問題への対処にあたり、保護者等への正確でいねいな説明を行う。

2 いじめの形態（具体的な内容）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

※児童が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為でも、その行為によって児童が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。

3 いじめ対策委員会の設置と校内体制

生徒指導部会を核としたいじめ対策委員会を設置し、以下の取組を実施する。

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を実施する。
- (3) 「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する職員研修を企画・運営する。
- (4) 学校におけるいじめの相談・通報の窓口となる。
- (5) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る。
- (6) いじめの疑いに関する情報があった時の緊急対処方針の決定と保護者との連携を図る。
- (7) 構成員は、生徒指導部会を基本とするも、(1)の基本方針の策定に際しては保護者等地域の代表も構成員とし、また(5)の緊急対処に際しては関係職員や必要に応じてスクールカウンセラー等をメンバーとする等、柔軟に対応する。

4 いじめ防止等のための方針

- (1) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じ、いじめを許さない環境づくりを推進する。
- (2) 人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にすることを育むことによって、いじめの防止・早期発見に努める。
- (3) 児童のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間関係づくりを推進する中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (4) 発達の段階に即した確かな児童理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のある組織的な指導の中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (5) 学校全体での暴力・暴言の排除、過度な競争意識や勝利至上主義等、児童のストレスを高くする指導を見直す中で、いじめの防止に努める。
- (6) 学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの早期発見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にその指導にあたる。
- (7) いじめに対する取組の実施状況について学校評価の項目に設定する。

5 具体的な取組

(1) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童を対象に、以下のようにいじめの未然防止に取り組む。

- ア いじめ防止等に向けた取組の年間計画等の作成と見直し
 - ・学校いじめ防止等年間計画の作成と年度末における見直し
 - ・教師用のチェックリストの作成と活用
- イ 道徳教育及びいのちを大切にするキャンペーン等の充実
 - ・全教育活動を通して、道徳教育の推進
 - ・児童会活動等、児童の自発的な活動の展開
 - ・豊かな人間関係づくり実践プログラムの推進
 - ・自然体験や宿泊体験、職場体験等の推進
 - ・人権教育等の推進
 - ・読書活動の推進
- ウ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進
 - ・情報モラル教育やサイバー教室による未然防止の推進
 - ・プロバイダ責任制限法による誹謗中傷等の削除要求、発信者情報の開示請求等の周知
- エ 教職員研修の推進
 - ・職員会議でのいじめ防止等の共通理解
 - ・いじめの防止等に関する事例研修の実施
 - ・生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開
 - ・教職員の児童を傷つける発言等や体罰根絶に向けた研修の実施
- オ 保護者や地域住民等への啓発活動
 - ・いじめ防止対策推進法の家庭・地域への周知
 - ・「いじめゼロ宣言」の児童会での採択と周知
 - ・道徳の授業の公開
 - ・学校がいじめに対する取組の実施状況を学校評価に項目を設ける。
 - ・その他

(2) 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを教職員は認識し、以下のようにいじめの早期発見に努める。

ア 早期発見のための措置

- ・ 日常的な一人一人への声かけ
- ・ 「個人ノート」や「生活ノート」等の活用
- ・ 昼休み等授業時間外での、児童の人間関係の観察
- ・ SOS の出し方教育について、年度始めなど適切な時期に県が作成した指導資料を活用して実施する。
- ・ 電話連絡や家庭訪問等、保護者との日ごろからの連携
- ・ 学校外の相談方法や窓口の周知
- ・ いじめ等児童の悩みのアンケート調査実施 年2回6月、1月
- ・ 保護者を対象とした定期的ないじめに関するアンケート調査の実施
- ・ 定期的な教育相談の実施（年2回：7月、2月、6月はQU検査も実施する）

イ 相談体制の整備

- ・ 児童と教職員の豊かな人間関係の構築
- ・ 保健室やスクールカウンセラー相談室等の相談機能の充実
- ・ 相談箱の設置
- ・ いじめについて「話す勇気」の指導
- ・ 児童の相談記録等、情報の教職員による共有・共通理解
- ・ 保護者や地域住民等から学校へのいじめ等の情報の連絡先

電話番号 76-2456 担当：教頭・生徒指導主任・養護教諭

参考) 多古町ほっとダイヤル <教育委員会対応>

電話番号 76-5411

(3) いじめに対する対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、「いじめ発生時の対応マニュアル」に従い、組織的に対応する。

以下概要

ア いじめの認知

- ・ いじめの疑いについての初期情報の把握
保護者や地域住民等からの相談先 多古町立中村小学校
学校電話番号 76-2456

イ 初期対応

- ・ 学校いじめ対策委員会で初期対応の方針の決定
- ・ 教育委員会への報告と連携
- ・ いじめられている児童及びその保護者への方針説明
- ・ 事実関係を明確にする調査
- ・ 初期支援（指導）

ウ 二次対応

- ・ 情報整理と具体的な指導・支援体制の確立（全職員での情報共有・共通理解）
- ・ 保護者への報告と支援・助言

エ 長期対応

- ・ 関係児童の心のケア
- ・ 再発防止に向けた継続的な支援・指導・助言

オ 重大事態発生防止

- ・学校いじめ対策組織を中心とした対応や関係部局・職能団体との連携体制構築のため、国で作成したチェックシートを用いた平時からの備えの実施状況を点検する。
- ・重大事態が発生した場合は、教育委員会をはじめとする関係機関と連携し、対応する。
- ・学校では、職員研修などを通して、学校いじめ防止基本方針はもとより、法、基本方針、生徒指導提要等の理解を深めるなど、平時から、実効的な取組を行うよう努める。

参考 重大事態とは、（いじめ防止対策推進法・第28条より）
（ア） いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
（イ） いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（4）いじめの解消

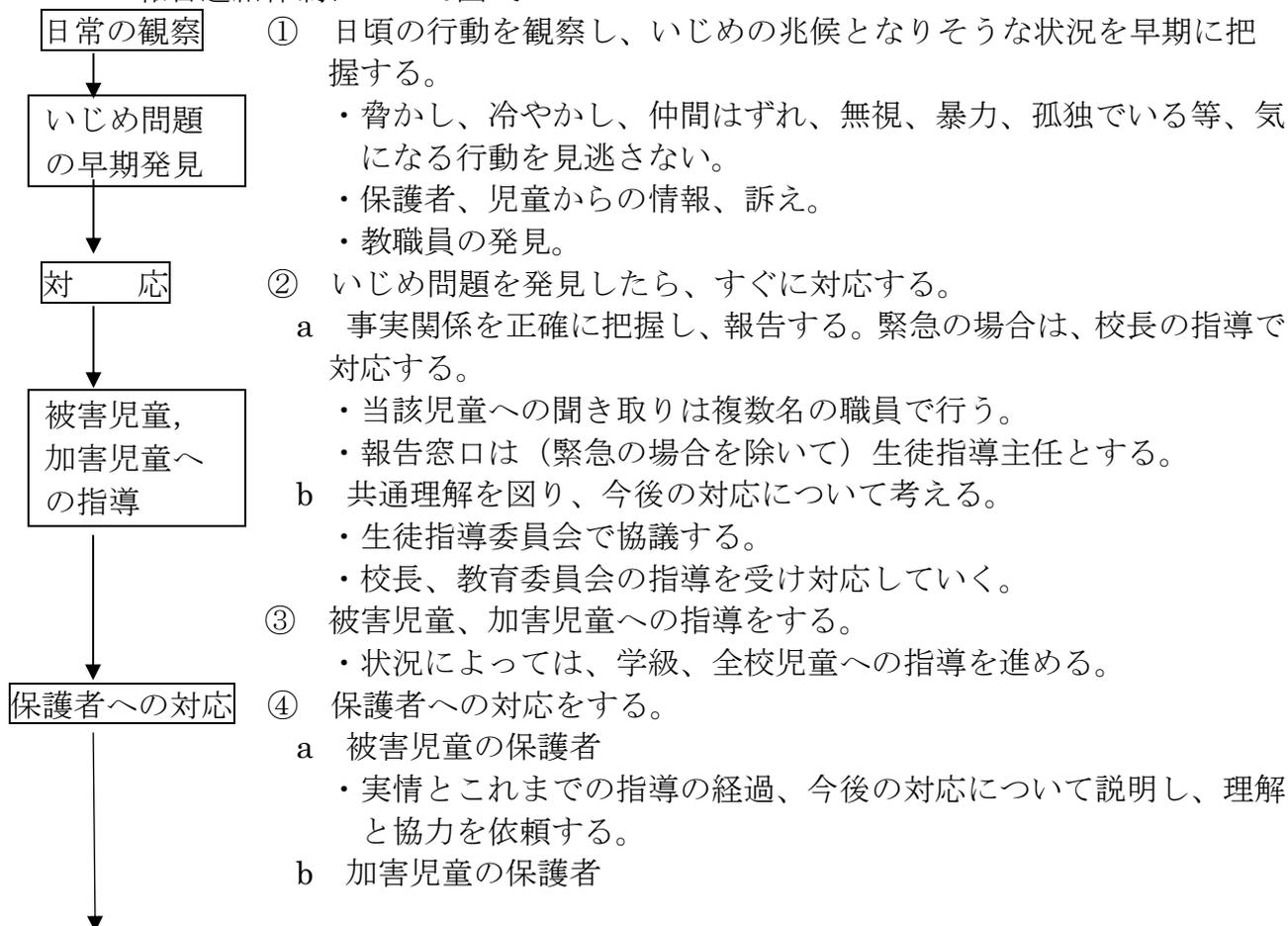
ア いじめに係る行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月が経過していること。

イ 本人及び保護者へ面接で確認すること

被害児童本人及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。

<報告連絡体制について図式>



継続指導
報告相談助言



対応策検討
指導の継続

- ・実情を説明し、今後の対応について、理解と協力を依頼する。
- ⑤ 状況によっては、全保護者にも説明し、協力を得る。
- ⑥ 学級担任は、随時指導の経過を校長に報告し、指導・助言を得ながら継続指導する。
- ⑦ 事態が改善されない場合は、情報を十分に収集し慎重に分析し、その後再度対応策について検討し、それを基に対応する。

6 その他

- (1) 学校いじめ防止基本方針のホームページでの公開
- (2) 学校いじめ防止基本方針は、毎年度、学校評価等を活用し見直す。
- (3) その他いじめの防止等に関する措置を講ずる。

令和7年5月1日改定